

京都市告示第147号

平成21年9月4日付け京都市告示第238号の表を次のとおり変更します。

平成22年6月23日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益財団法人京都地域創 造基金に対する寄附金	京都市下京区五条通高 倉西入る万寿寺町14 3 いづつビル3階	当該法人の主 たる目的であ る業務	平成21年8月7日以 後に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)